

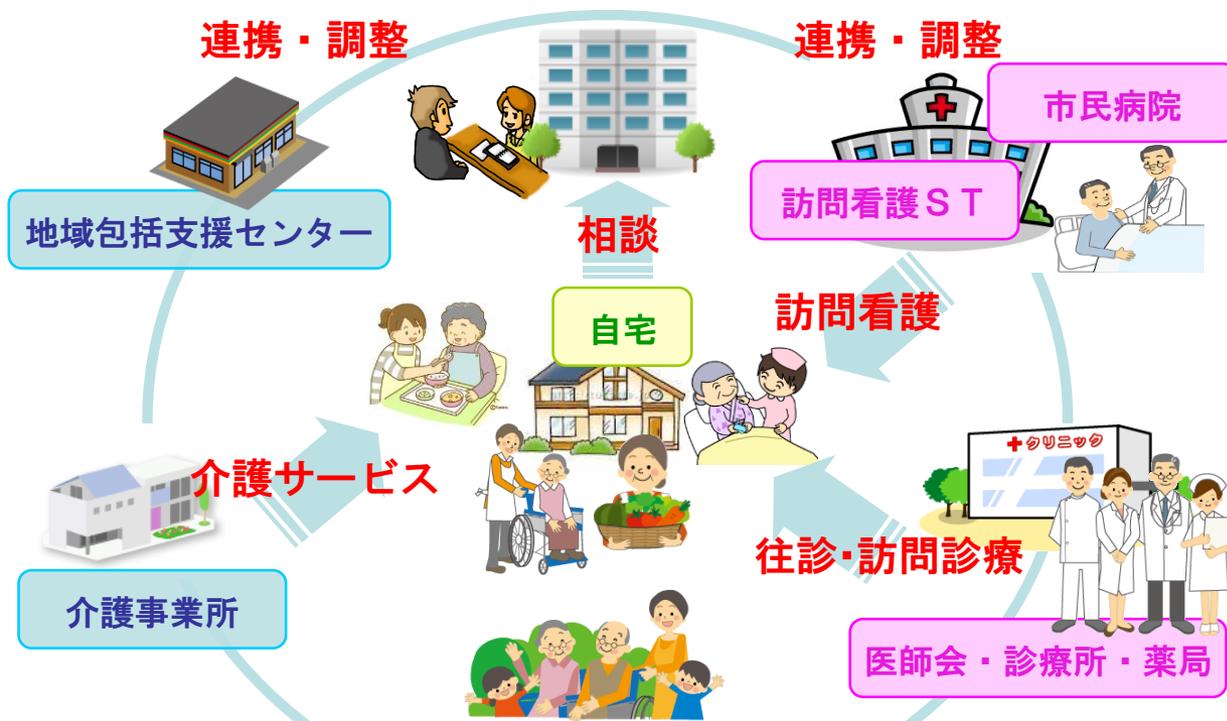


顔の見える連携づくりのために(津島市)
 ~津島市医歯薬介連携推進協議会(通称;あんしんネットつしま)の取り組み

○平成24年度より、津島市における保健・医療・福祉サービスを中心とした地域連携のネットワークづくりを推進し、住みよい地域社会の実現に寄与する目的から、津島市地域包括支援センターを中心に、津島市医歯薬介連携推進協議会(通称;あんしんネットつしま)を設置する。

○連携ツールの活用、地域連携フォーラム開催、事例検討会の実施により、多職種間のより円滑な連携を図る。

○平成24年度から始まった津島市在宅医療連携拠点事業とも連携し、在宅介護と在宅医療を結ぶ役割を担っている。



◎連携ツールの活用

◎顔の見える連携づくり(事例検討会)





(愛知県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	津島市
②人口（※1）	65,746人（平成25年1月1日現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上・・・24.0%（平成25年1月1日現在）（ ） 75歳以上・・・10.6%（平成25年1月1日現在）
④取組の概要	津島市医歯薬介連携推進協議会（通称：あんしんネットつしま） 『目的』 津島市における保健・医療・福祉サービスを中心とした地域連携のネットワークづくりを推進し、住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。
⑤取組の特徴	多職種間の連携をより円滑におこなうために、連携ツールの作成および運用を実施。 また、平成25年度より事例検討会を3回/年実施し、多職種間の顔の見える連携を進めている。
⑥開始年度	平成23年4月1日
⑦取組のこれまでの経緯	医療従事者および福祉関係者の連携の重要性が認知されてきた中で、福祉関係者から医療従事者へ働きかけるかたちで、地域包括支援センターを中心に、平成23年4月に第一回の会議を開催。多職種間の連携を促進するため、連携ツールの作成、地域連携フォーラムの開催、事例検討会を実施。
⑧主な利用者と人数	市内在住の65歳以上の方を対象とする
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	(1) 津島市医師会 (2) 津島市歯科医師会 (3) 津島海部薬剤師会 (4) 津島市居宅介護支援事業者連絡協議会 (5) 津島市民病院 (6) 津島市 (7) 津島市地域包括支援センター（事務局）
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	補助金30万円/年
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	なし
⑫取組の課題	地域課題の調査、実態把握および地域包括ケアの具体的な取り組みが十分できていない。
⑬今後の取組予定	① 地域連携フォーラム・・・平成25年11月16日（土） 多職種の連携を強化するため、グループワークを取り入れる ② 事例検討会・・・平成25年度3回（7月、9月、2月） テーマとして、認知症、薬に関する事など医療に関係する事項を取り入れることで、医療従事者の関わりを深めていく ③ 地域課題の調査・・・地域ごとの医療・福祉サービスおよび社会資源の現状を調査し、今後の活動に活かしていく





⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	津島市役所 健康福祉部 高齢介護課 長寿福祉グループ 〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1111 内線 2146

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





津島市医歯薬介連携推進協議会（通称；あんしんネットつしま）要綱

（目的および設置）

第1条 津島市における保健・医療・福祉サービスを中心とした地域連携のネットワークづくりを推進し、住みよい地域社会の実現に寄与する目的から、津島市医歯薬介連携推進協議会（通称；あんしんネットつしま）を置く。

（所掌事務）

第2条 本協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）地域の医・歯・薬・介護の連携に関する事項
- （2）その他地域連携ネットワークづくり、地域包括ケアの推進に関する事項

（組織）

第3条 本協議会は、次の各号に掲げる各機関及び団体から選任された者を委員として構成する。

- （1）津島市医師会
- （2）津島市歯科医師会
- （3）津島海部薬剤師会
- （4）津島市居宅介護支援事業者連絡協議会
- （5）津島市民病院
- （6）津島市
- （7）津島市地域包括支援センター

（役員）

第4条 本協議会に会長および副会長を各1名置く。

- 2 会長および副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会長は必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（守秘義務）

第6条 本協議会の委員および会議の出席者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（部会の設置）

第7条 本協議会に諮る素案を作成するために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員については、本協議会で決する。

（庶務）

第8条 本協議会の庶務は、津島市地域包括支援センターに事務局を置き処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が本協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

